

# 総務文教常任委員会

平成 28 年 10 月 24 日

総 務 部

1 財政課所管

(1) 加東市財政計画について

P 1 ~ P 1 7

2 総務課所管

(1) 平成 2 8 年度人事院勧告について

P 1 8 ~ P 2 2

## 加東市の財政計画（普通会計 一般財源ベース）

加東市は発足以来、財政基盤の強化と行政経費の節減を進めてきましたが、景気回復が実感できない中で、生産年齢人口（15歳から64歳）は横ばいを推移しているものの、地価の下落傾向や個人所得の伸び悩みなどにより、市税収入を取り巻く環境が非常に厳しい状況にあります。また、高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大や市民の安全・安心を確保するための経費などを今後どのように捻出していくのかが、大きな課題となっています。

このような中、市の将来像である「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東」の実現に向けて、これまでから様々な施策に取り組んでいますが、しっかりとした体力のある財政基盤を確立するには、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行う必要があるため、毎年、今後10年間の財政見通しを推計した財政計画を作成しています。

地方財政計画等における地方財政措置（税制改正、交付税措置、地方債計画等）については、大きな変更が予測されるとともに、経済情勢によっても収支見込みに大きな乖離を生じることがあるため、算定の前提条件等については、毎年度修正を加え、最も妥当な条件での算定に努めています。

今回作成しました財政計画については、平成28年度から平成37年度までの10年間の財政見通しを普通会計の一般財源ベースで推計しています。

### 一般財源

一般財源とは、用途が特定されておらず、地方自治体が自らの裁量で使用できる財源で、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税が一般財源にあたります。このうち、地方税は自らの自治体で調達する自主財源ですが、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税は国から交付される依存財源となります。一般財源に対して用途が特定されている財源を特定財源といい、国や県の影響力が強い国県補助金、地方債、使用料などがそれにあたります。

## I 財政見通し

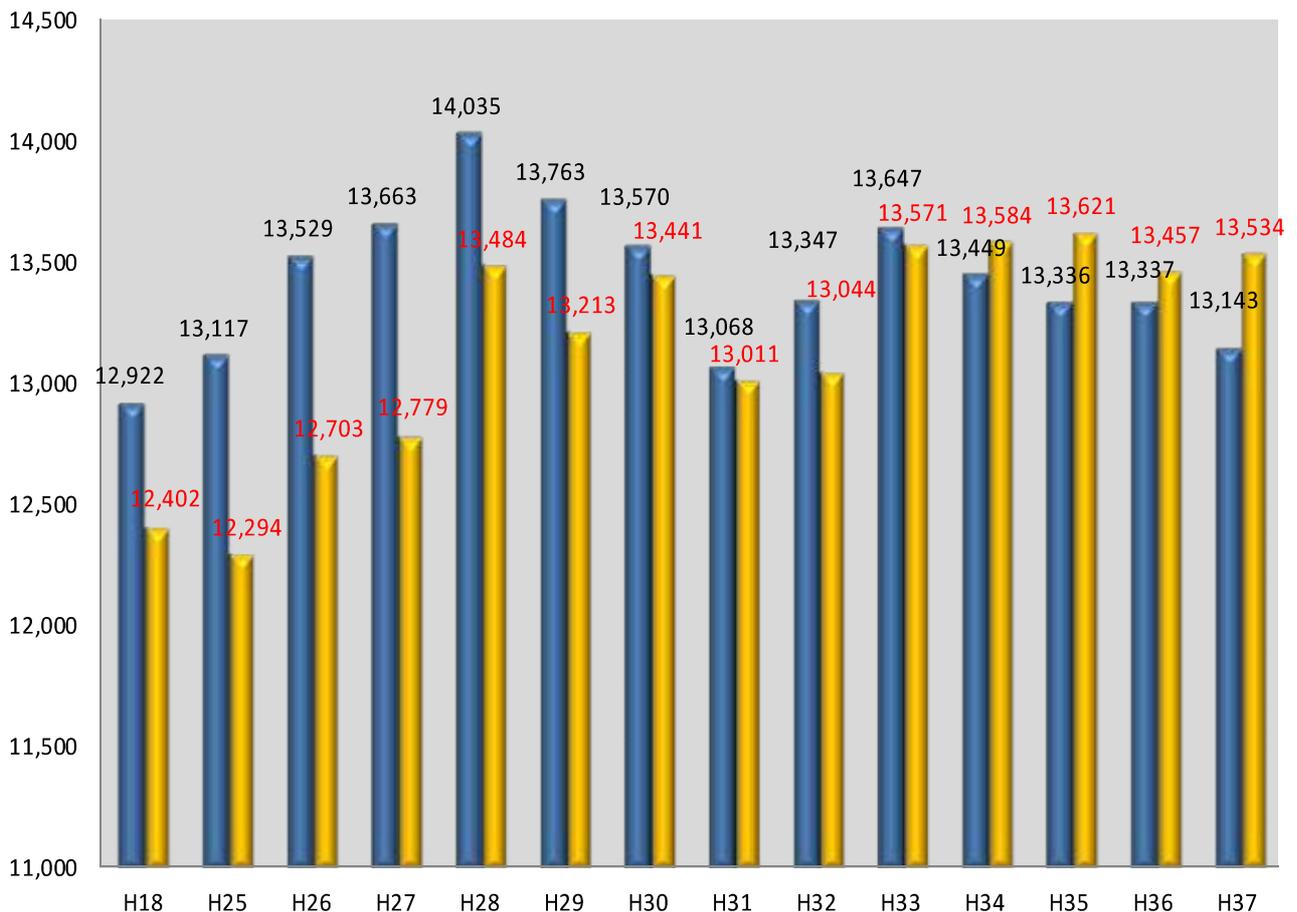
歳入については、市税が、景気低迷の影響や地価の下落等により減少傾向に歯止めがかからない状況が続くと見込んでいます。また、地方交付税、臨時財政対策債は一定の水準で推移するものの、平成28年度から普通交付税の優遇措置が逡減されることから歳入総額は、平成28年度をピークとして、大幅な回復は期待できない状況です。

一方、歳出は、人件費、補助費が減少傾向にあるものの、扶助費、物件費、投資的経費、公債費、繰出金が増加傾向にあり、特に社会保障経費の増大は避けて通れないため、歳出総額の大幅な削減は見込めません。

このように、歳入の確実な伸びが見込めない状況の中、国の財政状況に伴い政策・制度が転換された場合においても持続可能な財政運営を行っていくため、社会保障経費の増大分を他の経費で吸収するなど、国の動向や、経済情勢を注視しながら、無理のない計画を作成し、財政の健全性が維持できるよう努めていく必要があります。

### ■歳入・歳出の推移

(単位：百万円)



	H18	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
■歳入	12,922	13,117	13,529	13,663	14,035	13,763	13,570	13,068	13,347	13,647	13,449	13,336	13,337	13,143
■歳出	12,402	12,294	12,703	12,779	13,484	13,213	13,441	13,011	13,044	13,571	13,584	13,621	13,457	13,534

※H18とH25～H27は決算額、H28は決算見込額、H29～H37は推計値。

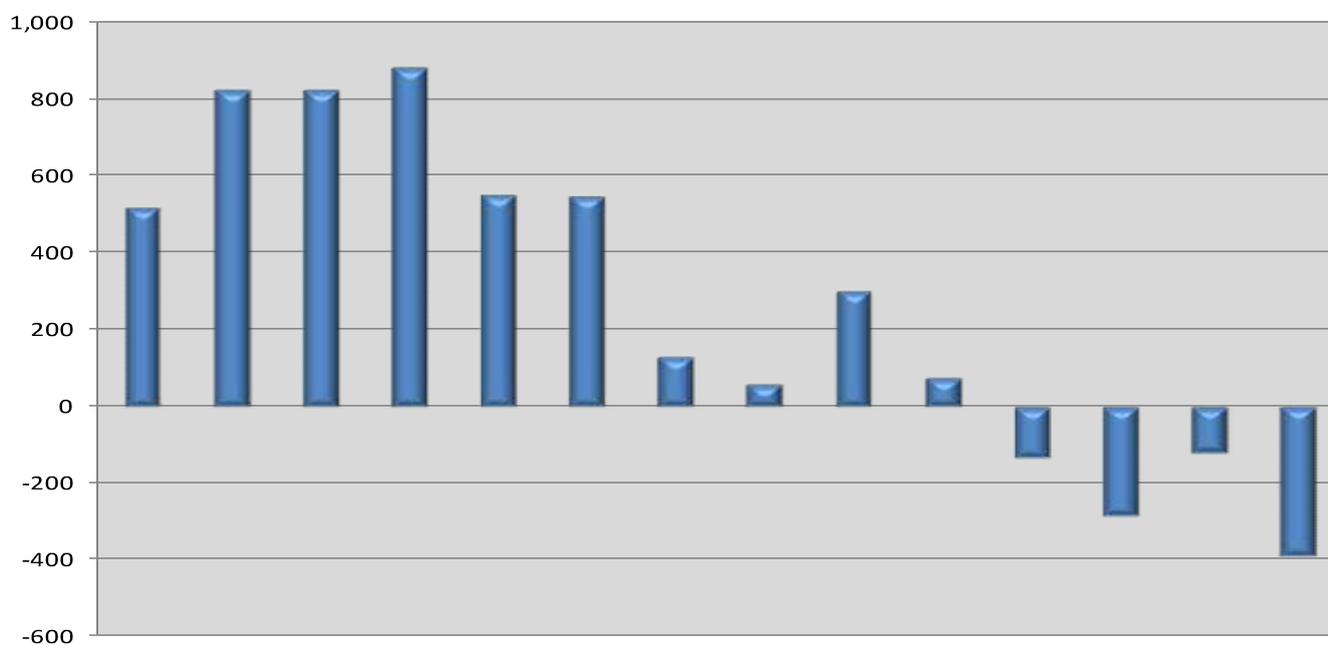
収支予測は、歳入が平成 28 年度の 140 億 3,500 万円をピークとして、平成 37 年度には 8 億 9,200 万円減の 131 億 4,300 万円と試算しています。一方、歳出のピークについては、平成 35 年度の 136 億 2,100 万円を試算しています。

その結果、平成 28 年度の歳入歳出差引額 5 億 5,100 万円をピークに、その後は徐々に減少し、平成 34 年度には歳入歳出差引額がマイナスに転ずる見込みで、平成 37 年度では歳入歳出差引額がマイナス 3 億 9,100 万円まで減少し、基金の取崩しが必要になると推計しています。

そのため、今のうちからしっかりと収支改善を行っていかねば、平成 38 年度以降については、更に厳しい財政運営になることが予想されます。

■歳入歳出差引額の推移

(単位：百万円)



H18	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
520	823	826	884	551	550	129	57	303	76	△ 135	△ 285	△ 120	△ 391

※H18 と H25～H27 は決算額、H28 は決算見込額、H29～H37 は推計値。

## Ⅱ 歳入

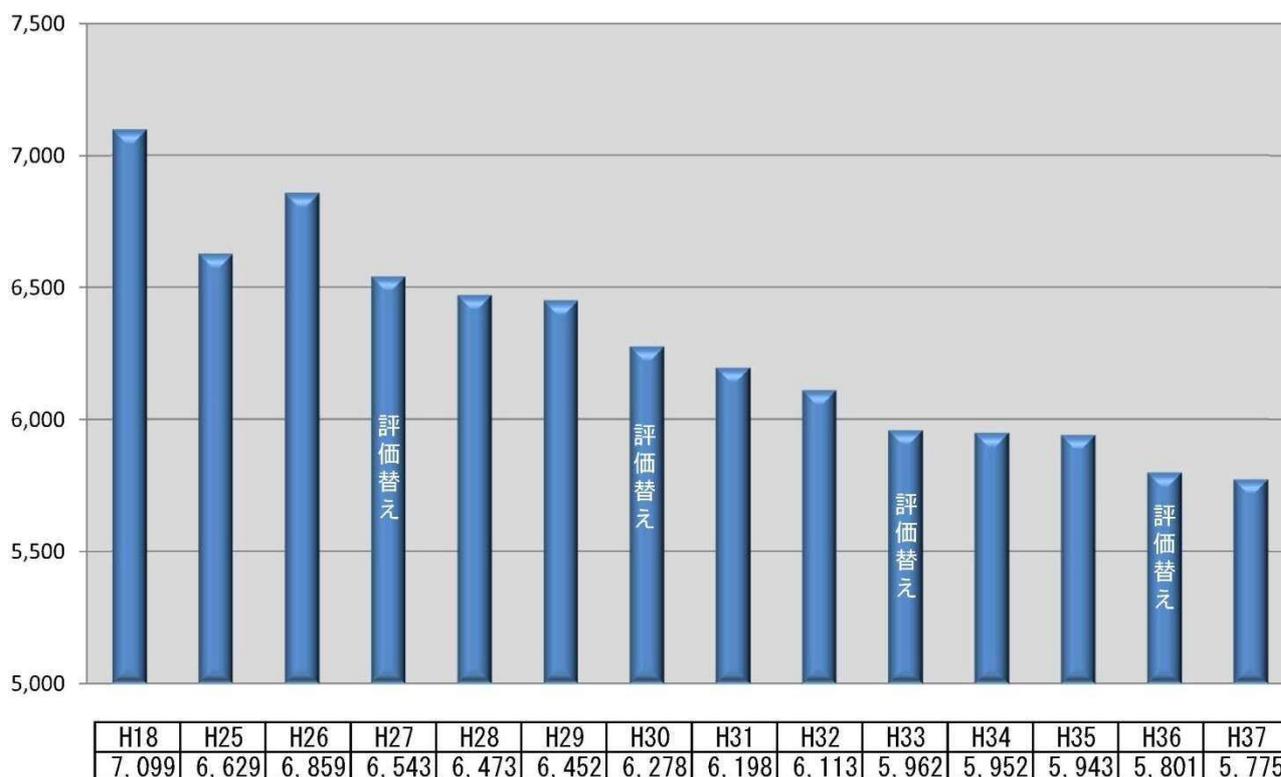
### 1 市税

平成 18 年度約 71 億円あった市税は、土地の下落や景気の低迷により、平成 27 年度決算で 65.4 億円となり、平成 18 年度と比較して 5.6 億円減少しました。平成 37 年度では、平成 27 年度決算額よりさらに 7.6 億円減少の 57.8 億円と推計しています。

アベノミクス効果や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックなどに伴う内需拡大により、市税の増収を期待したいところですが、固定資産税の評価替えなどの影響により、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。

#### ■市税の推移

(単位：百万円)



※H18 と H25～H27 は決算額、H28 は決算見込額、H29～H37 は推計値。

平成 27 年度以前は決算額、平成 28 年度は決算見込額とし、平成 29 年度以降は、下記の要領で算定しました。

- ① 個人市民税及び法人市民税については、景気動向は現状の水準とした上で、将来推計人口を考慮して算定しました。また、消費税率 10% 引上げと時期を合わせて改正することとされている法人市民税の標準税率引下げについても考慮して算定しました。
- ② 固定資産税及び都市計画税については、3 年ごとの評価替えによる影響及び家屋の新增築を考慮して算定しました。
- ③ 軽自動車税については、平成 27 年度決算額を基準に算定しました。
- ④ たばこ税については、平成 27 年度決算額を基準に算定しました。

## 2 地方交付税

地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国から一定の合理的な基準によって配分される財源です。

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{各団体の普通交付税額} &= (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額} \\ \cdot \text{基準財政需要額} &= \text{単位費用 (法定)} \times \text{測定単位 (国調人口等)} \times \text{補正係数 (寒冷補正等)} \\ \cdot \text{基準財政収入額} &= \text{標準的税収入見込額} \times \text{基準税率 (75\%)} \end{aligned}$$

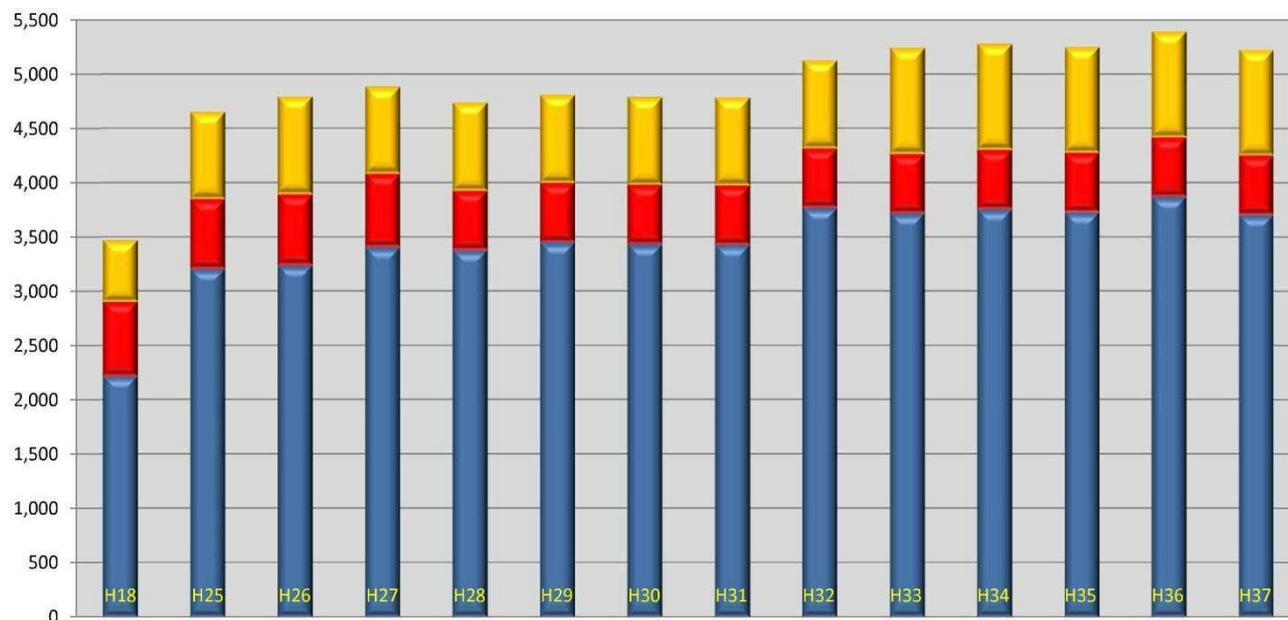
市町村合併した団体は、激変緩和措置として、合併後においても一定期間は合併前の市町村が存在するものとみなして、各年度に個々の団体ごとに算定した普通交付税額の合算額を交付し、合併によって交付税上不利益にならないよう財政上の優遇措置が講じられています。

加東市の場合、平成27年度の普通交付税交付額は34億900万円ですが、優遇措置が講じられない場合の交付額は23億7,800万円であるため、10億3,100万円の優遇措置を受けています。

この優遇措置も平成27年度が最終年度となり、平成28年度以降の5か年度については優遇措置による交付税の増加額が段階的に（平成28年度：0.9、平成29年度：0.7、平成30年度：0.5、平成31年度：0.3、平成32年度：0.1を乗じた額で算定した額）縮減されることとなり、平成28年度の縮減額は、6,550万円となっています。

■ 地方交付税の推移

(単位：百万円)



※H18とH25～H27は決算額、H28は決算見込額、H29～H37は推計値。

平成 27 年度以前は決算額、平成 28 年度は決算見込額とし、平成 29 年度以降は、下記の要領で算定しました。

① 普通交付税

基準財政需要額のうち、公債費については、既借入分の償還予定額と、新たな事業での借入分の償還見込み額の合計から今後の需要額を試算。その他の需要額は、概ね一定水準で確保されることを見込み試算しました。基準財政収入額は、平成 28 年度算定額を基準とし、地方税などの推移を考慮して試算しました。

② 特別交付税

特別交付税については、地方交付税総額に占める割合が段階的に引下げになる規定は廃止され、今後も現行と同じ 6%が維持されるため、平成 28 年度と同程度で試算しました。

③ 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、今後の見込みが不透明であるため、平成 29 年度以降は、平成 28 年度発行可能額（合併算定替）と同額で計上、平成 33 年度以降は、平成 28 年度発行可能額（一本算定）と同額を計上しました。

**臨時財政対策債**

臨時財政対策債とは、地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する赤字債（地方財政法第 5 条の特例として、建設事業等の投資的経費以外の経費に充当できる。）で、元利償還に必要な額は、後年度の交付税の基準財政需要額に算入されます。平成 28 年度の算入額は、約 6 億 3,100 万円。

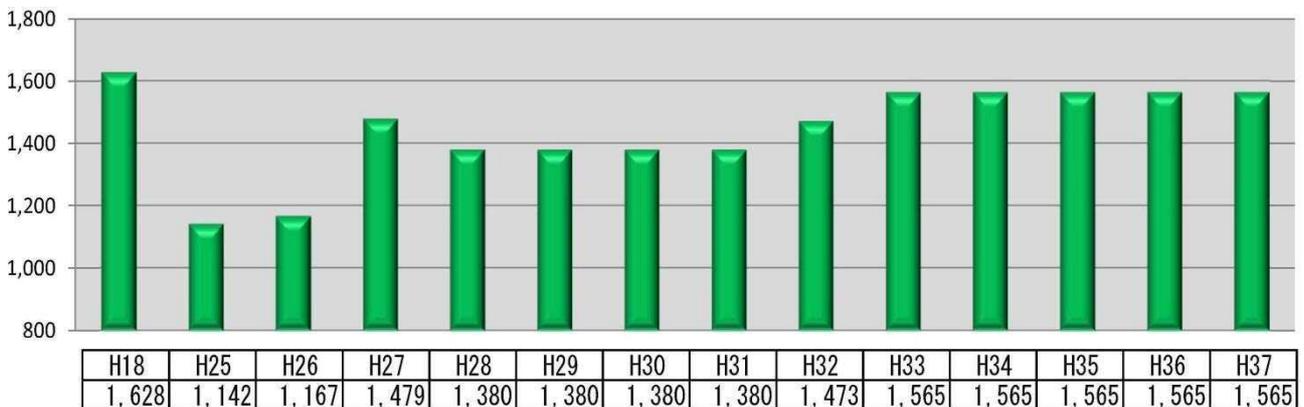
3 地方譲与税・税交付金等

地方譲与税・税交付金は、地方消費税など国が徴収する特定の税を一定の基準により地方公共団体に交付されるものです。地方消費税交付金については、消費税増税を見込んで試算していますが、その他の地方譲与税、税交付金等は現時点での予測が困難であることから、各年度、同額で試算しています。

※消費税率 10%への引上げが平成 31 年 10 月に延期となることを前提として試算しています。

■ 地方譲与税・税交付金等の推移

(単位：百万円)



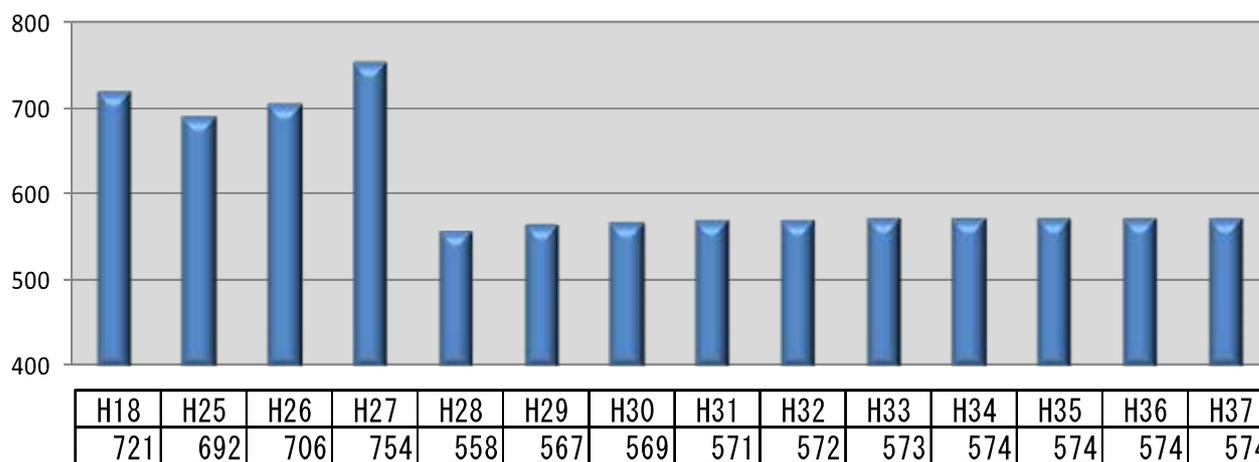
※H18 と H25～H27 は決算額、H28 は決算見込額、H29～H37 は推計値。

#### 4 その他の収入

その他収入は、平成 28 年度決算見込額を基準に、ほぼ一定額で試算しました。また土地売却収入は見込んでいません。

■その他の収入の推移

(単位：百万円)



※H18 と H25～H27 は決算額、H28 は決算見込額、H29～H37 は推計値。

### Ⅲ 歳 出

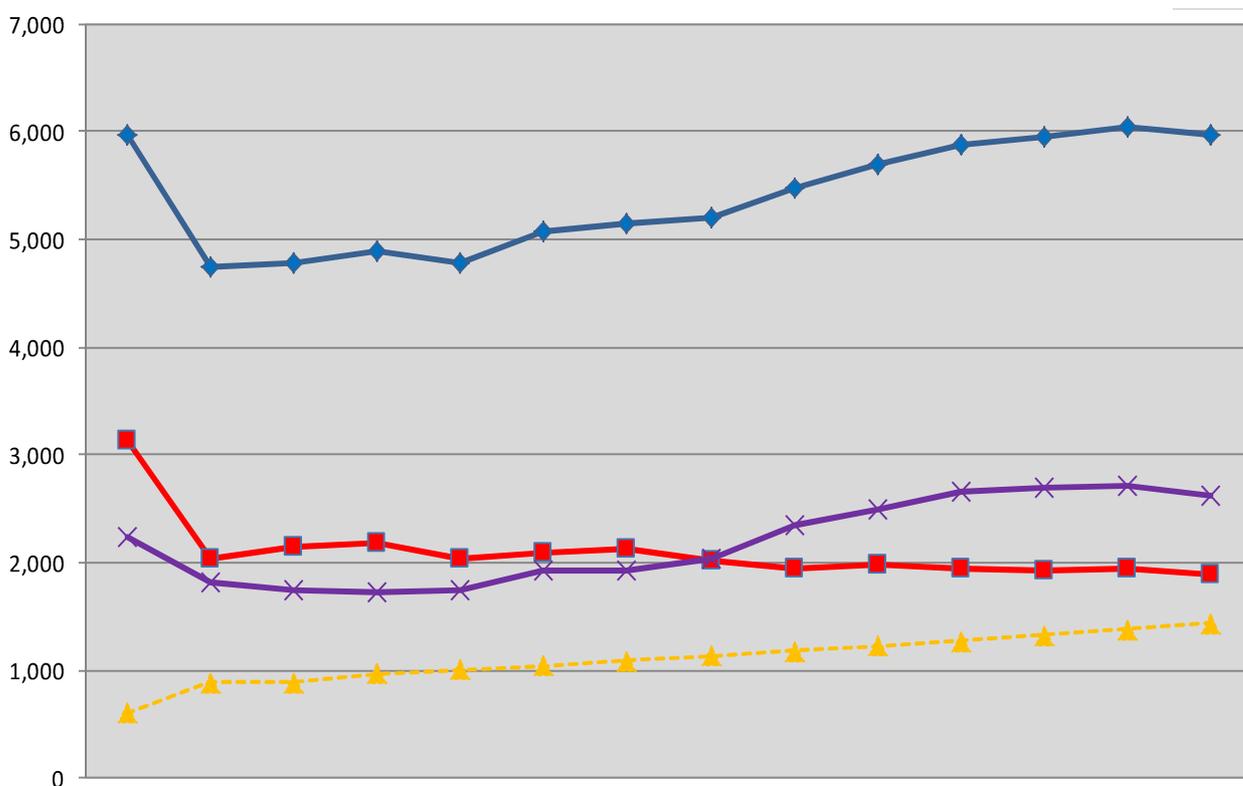
#### 1 義務的経費

地方自治体の歳出のうち、特に人件費、公債費、扶助費など、任意では削減できない経費である義務的経費については、平成 18 年度 59 億 7,800 万円であったのが、人件費及び公債費の抑制により、平成 25 年度までは減少傾向にありましたが、少子高齢化を背景に、社会保障関係経費である扶助費の増加や公債費の増加が見込まれるため、平成 37 年度では 59 億 6,300 万円と推計しています。

※この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされている。

■義務的経費の推移

(単位：百万円)



	H18	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
■義務的経費	5,978	4,754	4,789	4,891	4,791	5,080	5,147	5,198	5,473	5,698	5,888	5,949	6,036	5,963	
内訳	■人件費	3,138	2,044	2,153	2,192	2,038	2,100	2,126	2,021	1,953	1,973	1,947	1,919	1,945	1,898
	■扶助費	604	891	887	969	1,008	1,048	1,090	1,134	1,179	1,226	1,275	1,326	1,379	1,434
	■公債費	2,236	1,819	1,749	1,730	1,745	1,932	1,931	2,043	2,341	2,499	2,666	2,704	2,712	2,631

※H18 と H25～H27 は決算額、H28 は決算見込額、H29～H37 は推計値。

#### ① 人件費

職員数については、定員適正化計画に基づく職員の削減と勸奨退職や多様な職員採用により年代の偏在性の改善を進めながら、職員給与費の抑制を図ってきました。

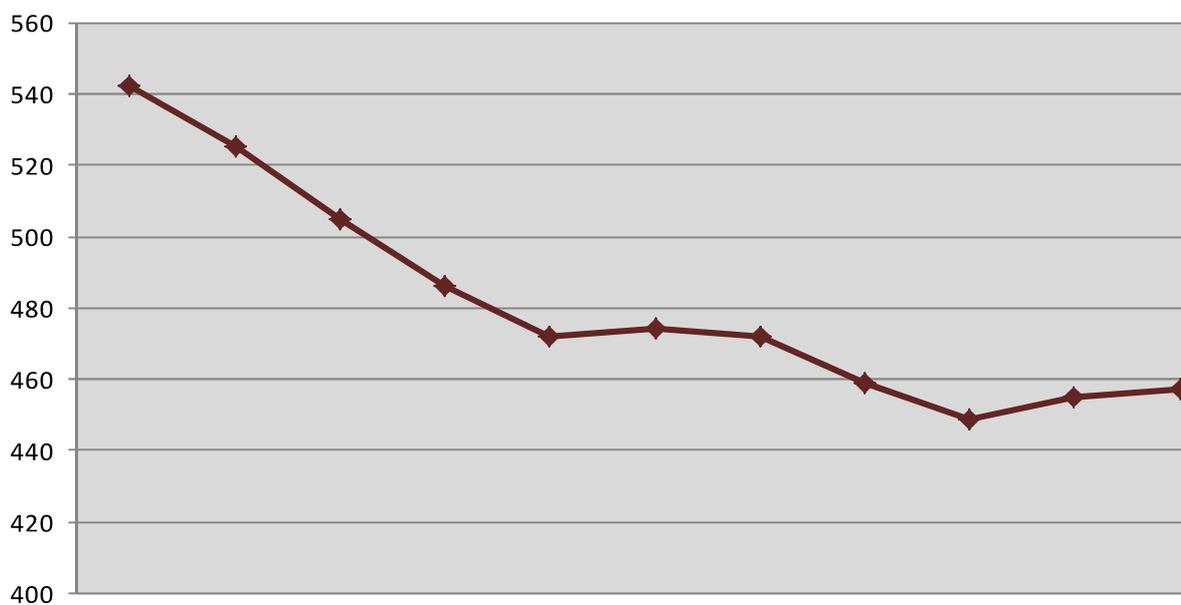
今後は、行政需要に的確に対応できる組織、機構の見直しに則した適正な職員数を確保し、バ

ランスのとれた職員配置を行いつつ、職員コストを意識した組織を構築していく必要があります。

平成 27 年度決算を基に、毎年度の採用者数と退職者を見込んで職員数を推計し、定期昇給を見込んで試算した結果、職員総数に大きな増減はありませんが、人件費総額は減少傾向になる見込みです。これは、職員の年齢階層構成が低下し、一人当たり人件費が減少するためです。

### ■職員数の推移

(単位：人)



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
■職員数	542	525	505	486	472	474	472	459	449	455	457
H18に対する減員数		△ 17	△ 37	△ 56	△ 70	△ 68	△ 70	△ 83	△ 93	△ 87	△ 85

※消防職員については、平成 23 年度北はりま消防組合職員となったため、職員数に含めていない。

※H27、H28 は、教育長を含まない職員数となっています。

## ② 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費である扶助費については、高齢化の進展を背景に年々増加しています。

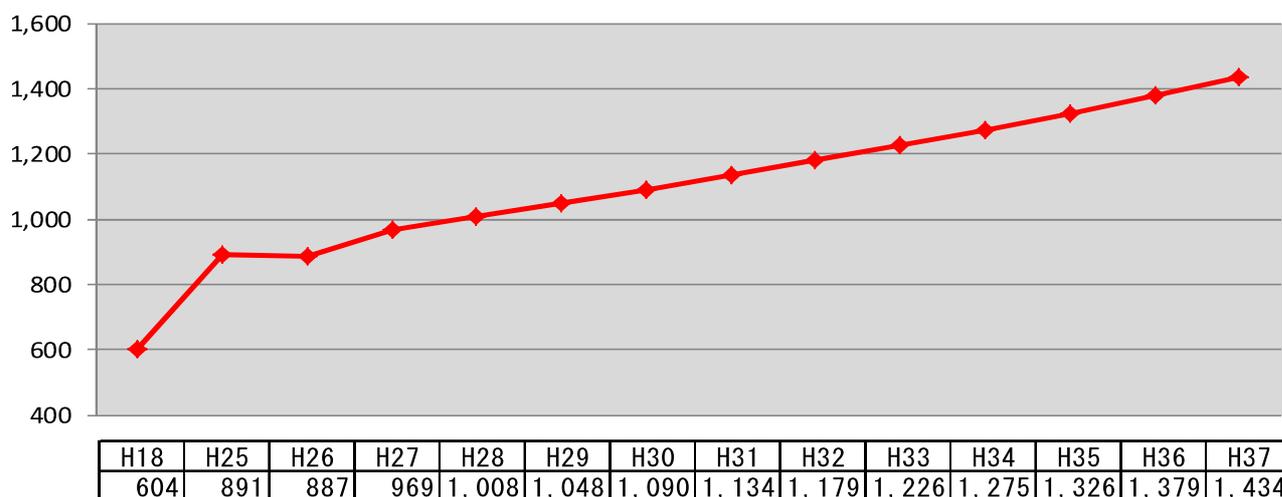
特に、市が独自の施策として支出する扶助費については、国・県の制度を補完するものとして、あるいは国・県の制度を先導するものとして重要な役割を果たしてきました。しかしながら、扶助費の増大により、社会インフラ整備などの予算を削減せざるを得ない状況も見られるなど、低成長時代における扶助費の増大は、大きな課題となっています。

扶助費は、市民生活の安定を支えるものであり、全体として見ればその重要性は今後も変わらないものと考えられます。また同時に、将来にわたりその機能を維持していくためには、個々の事業について、社会情勢の変化や給付と負担のバランスなどを考慮し、改善や見直しを行いながら財源を確保する必要があります。

平成27年度決算を基に、少子高齢化などの社会情勢から過去の伸び率を参考に、毎年一定割合の増加を見込んで試算した結果、平成18年度の扶助費総額は6億400万円でしたが、平成28年度には10億円台に、平成37年度には平成18年度より8億3,000万円増の14億3,400万円となり、平成18年度の約2.4倍になると推計しています。

### ■扶助費の推移

(単位：百万円)



※H18とH25～H27は決算額、H28は決算見込額、H29～H37は推計値。

### ③ 公債費

学校や道路などの施設整備を行うために、市が国などから借り入れたお金（地方債）の返済に使用される費用（元金と利子の合計）の公債費については、平成18年度22億3,600万円であったのが、早期償還や起債の抑制を図ってきたことから、平成27年度までは減少傾向にありました。しかし、それ以後は、臨時財政対策債や庁舎建設などの大型事業による合併特例債事業の償還の影響から公債費の増加が見込まれるため、平成37年度では26億3,100万円と推計しています。

なお、増加傾向の要因である臨時財政対策債及び合併特例債については、元利償還金に対して交付税措置がある地方債です。

#### 合併特例債

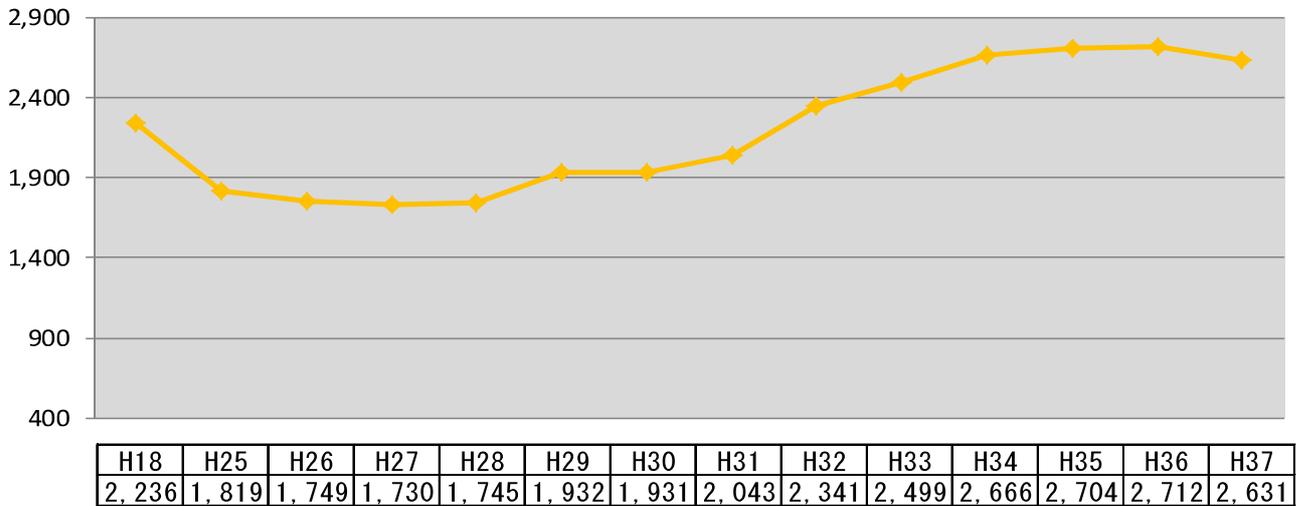
合併特例債とは、市町村の合併に伴い特に必要となる事業について（加東市の場合は、平成32年度までに限る。）、地方財政法第5条各号に規定する経費（地方債を財源にすることのできる経費）に該当しないものにも充てることができる（充当率95%）、その元利償還金の70%については、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されるという有利な地方債です。平成28年度の算入額は、約4億3,300万円。

この合併特例債は、地方単独事業のみならず、国庫補助事業にかかる地方負担額（いわゆる補助裏）にも充てることができるため、必要な事業に関しては、この地方債を充て事業を実施しています。

加東市の合併特例債（合併特例事業分）の発行限度額は151億4,300万円で、平成27年度決算時点における発行額は71億5,820万円となっています。

■公債費の推移

(単位：百万円)



※H18 と H25～H27 は決算額、H28 は決算見込額、H29～H37 は推計値。

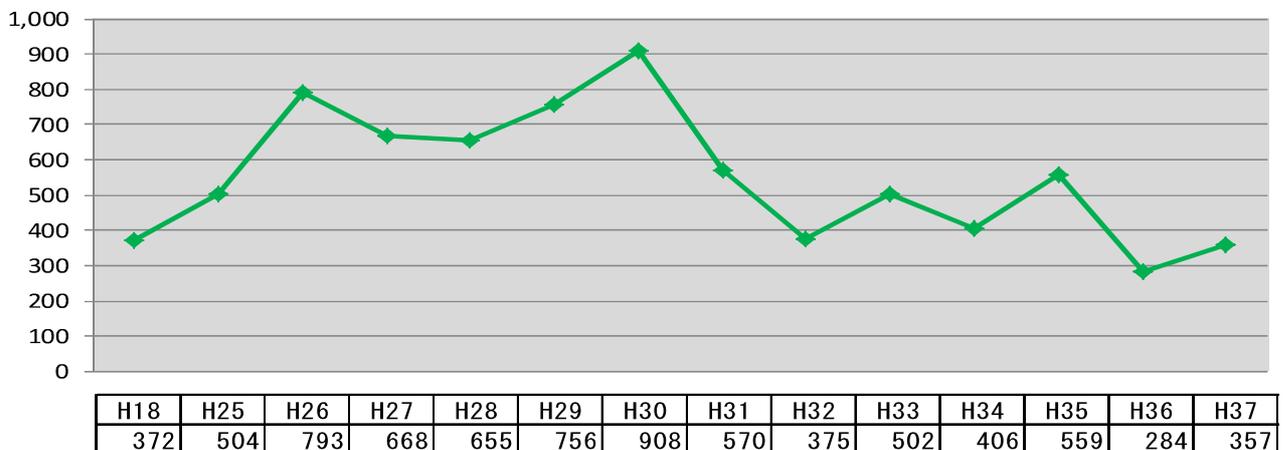
2 投資的経費

その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、道路や学校施設などの社会インフラ整備である固定的な資本の形成に向けられる投資的経費については、主に補助事業と単独事業に区分されますが、補助事業に関しては、国の景気対策の影響を受けるかたちで、景気変動の影響により増減する傾向があります。また、単独事業については、市の財政状況によるところが大きいため、合併特例債を有効に活用しつつ、市の財政状況を見ながら必要な事業を行います。

公共施設適正配置計画などにに基づき、今後見込まれている必要な投資的事業を基に試算した結果、平成30年度の9億800万円をピークとして、その後は増減があるものの、平成31年度から平成37年度までは3億円から5億円台（平成36年度は2.8億円）で推移する見込みです。

■投資的経費の推移

(単位：百万円)



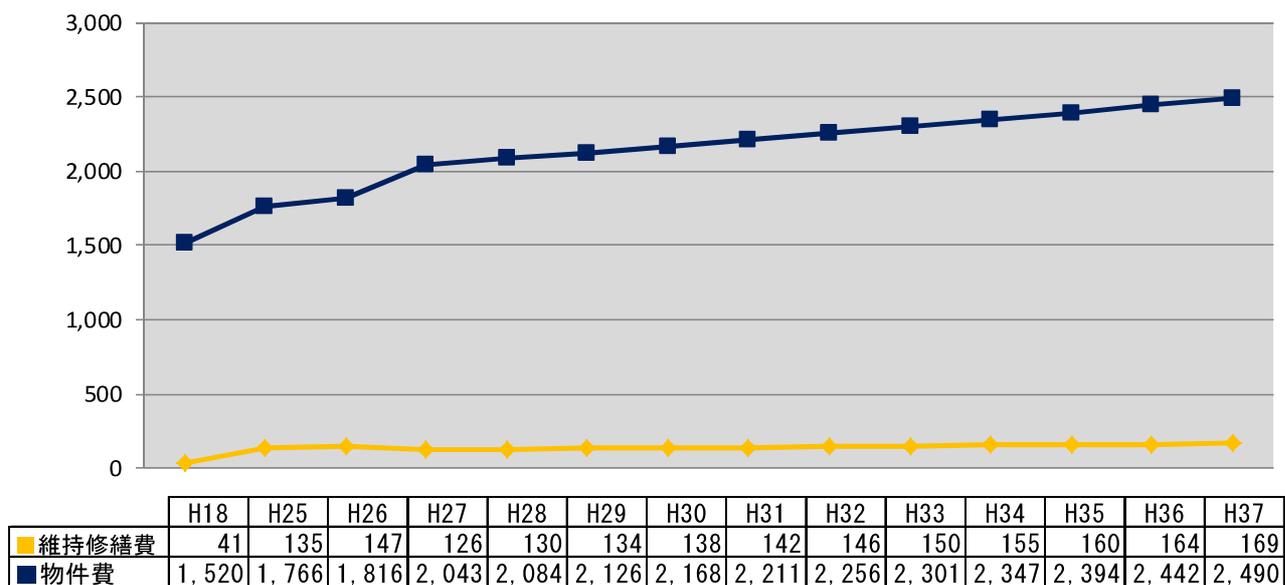
※H18 と H25～H27 は決算額、H28 は決算見込額、H29～H37 は推計値。

### 3 維持補修費・物件費

市が管理する公共用又は公用施設等の効用を維持するための費用である維持補修費については、施設等の老朽化が進めば、その維持補修に要する経費は年々増加します。また、人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）な費用である物件費についても年々増加傾向にあることから、維持補修費、物件費ともに、過去の伸び率を参考に、毎年一定割合の増加を見込んで試算しましたが、これらの経費の抑制が今後大きな課題となります。

■維持補修費・物件費の推移

(単位：百万円)



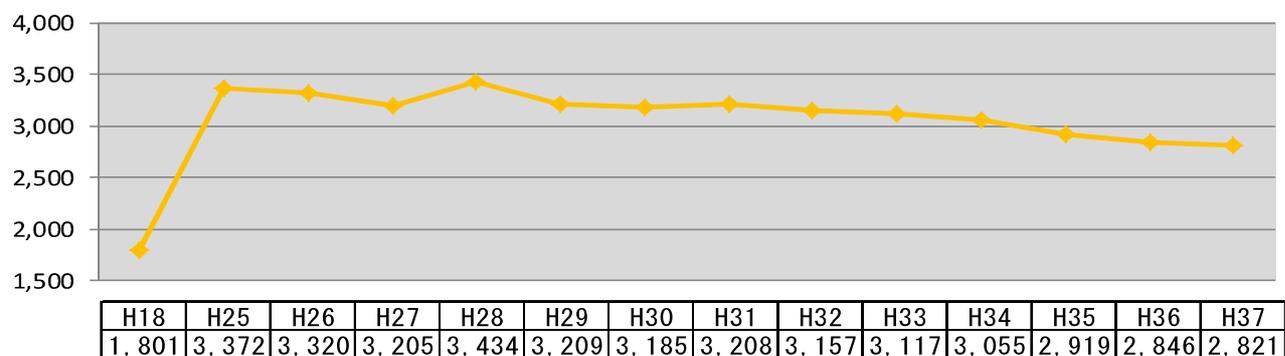
※H18とH25～H27は決算額、H28は決算見込額、H29～H37は推計値。

### 4 補助費等

一部事務組合負担金及び水道事業等の企業会計への補助金である補助費等については、各種補助金の適正化や下水道事業会計補助の減により、減少するものと推計しています。

■補助費等の推移

(単位：百万円)



※H18とH25～H27は決算額、H28は決算見込額、H29～H37は推計値。

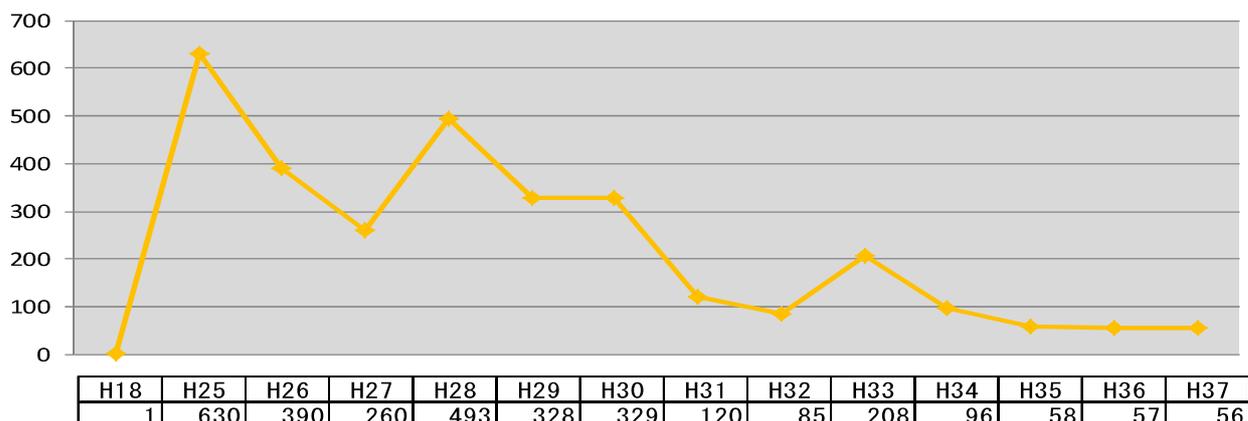
※平成21年度からの額は、下水道事業に係る額が含まれている。

## 5 積立金

基金への積立金については、歳計剰余金処分量の1/2以上を積み立てるほか、平成27年度までは、公共施設整備基金や災害対策基金などの特定目的基金へ積立を行ってきましたが、財政運営が厳しくなる平成31年度以降は、歳計剰余金処分量が大幅に減少することに加え、特定目的基金への積立は困難であることから、積立金は減少するものと推計しています。

■積立金の推移

(単位：百万円)



※H18とH25～H27は決算額、H28は決算見込額、H29～H37は推計値。

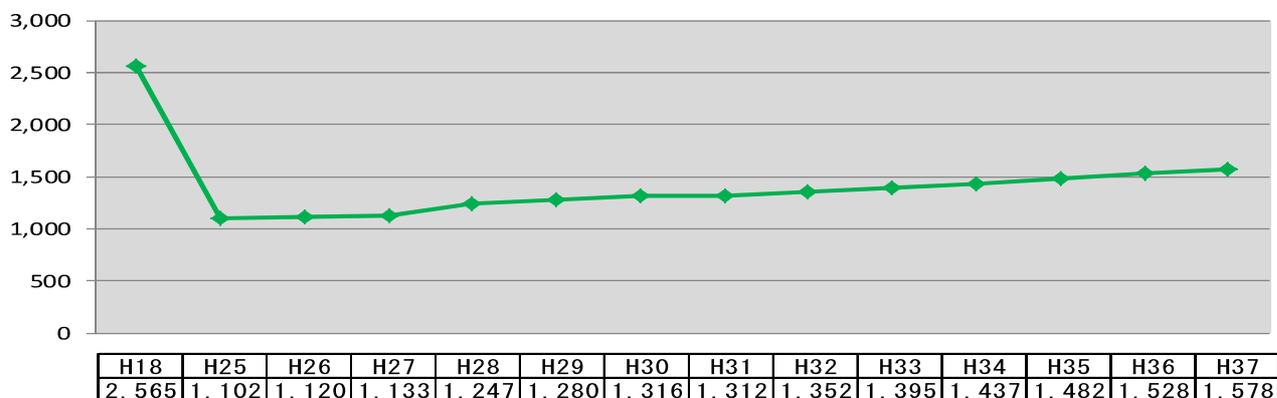
## 6 繰出金

医療費や介護費用が年々増加する見込みのため、国民健康保険特別会計や介護保険保険事業特別会計など特別会計への繰出金については、平成27年度の決算額11億3,300万円に対し、平成37年度には4億4,500万円増の15億7,800万円と試算しています。

なお、今後の医療費等の伸びや消費税率の引上げに伴う地方負担割合の増等によっては、更に増大することも考えられます。

■繰出金の推移

(単位：百万円)



※H18とH25～H27は決算額、H28は決算見込額、H29～H37は推計値。

※平成18年度には、下水道事業に係る額15億8,600万円が含まれている。

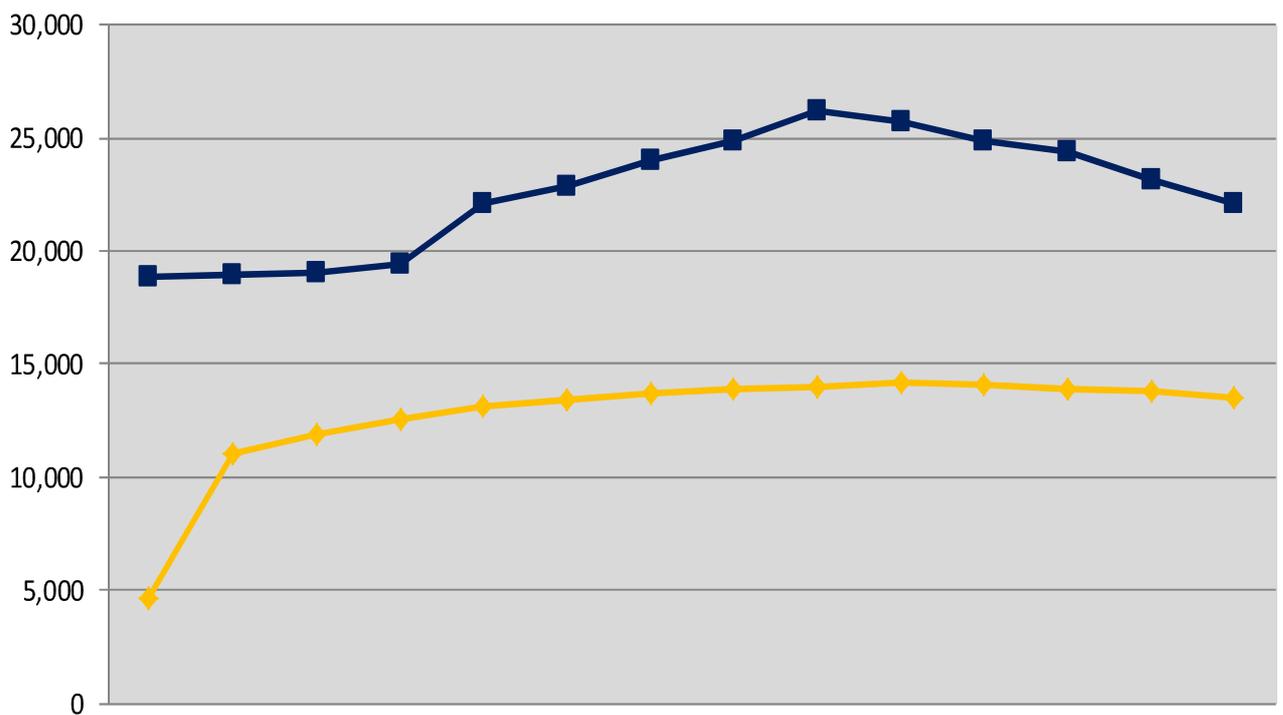
#### IV 基金・市債

基金については、合併による財政上の優遇措置終了後においても財政運営に支障を来すことがないように、これまでから積極的に積み立てを行ってきました。平成18年度の基金残高は46億4,500万円でしたが、平成37年度には平成18年度より88億5,700万円増の135億200万円になると試算しています。市債の残高については、合併特例債の活用可能な期限（平成32年度）までに、必要な事業を実施していくため、平成32年度の262億2,000万円をピークに、その後は減少するものと推計しています。

なお、市税をはじめとする自主財源の確保が厳しい中であって、基金の有効活用と市債残高の抑制を図りながら、将来の財政運営に影響を及ぼすことがないように常に注視しておく必要があります。

■基金残高・市債残高の推移

(単位：百万円)



	H18	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基金残高	4,645	11,077	11,902	12,603	13,096	13,424	13,753	13,873	13,958	14,166	14,127	13,900	13,837	13,502
市債残高	18,865	18,909	19,006	19,420	22,092	22,838	24,025	24,900	26,220	25,669	24,843	24,376	23,098	22,096

※H18とH25～H27は決算額、H28は決算見込額、H29～H37は推計値。

## V 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率については、平成 18 年度が 18.2%であったことから、平成 25 年度には 18%を下回るよう、「加東市財政健全化計画」を平成 19 年度に策定し、財政の健全化を進めてきました。その結果、平成 27 年度には実質公債費比率が 5.9%となり、比率が大きく改善しています。今後の見通しについては、平成 32 年度までは、平成 27 年度と概ね同水準で推移すると推計しています。その後は、公債費（償還額）の増加により、比率が徐々に上昇し、平成 37 年度決算の実質公債費比率は 8.0%と試算していますが、合併直後のような地方債許可団体にはならないと見込んでいます。

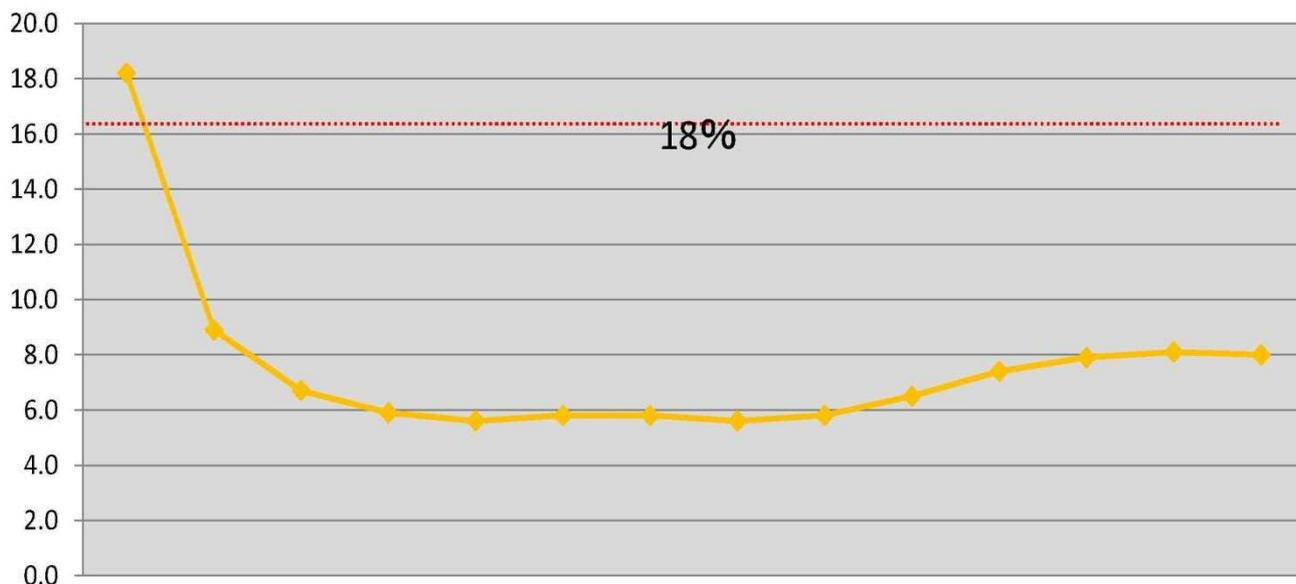
### 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前 3 年度の平均値を使用します。

地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

### ■実質公債費比率の推移

(単位：%)



H18	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
18.2	8.9	6.7	5.9	5.6	5.8	5.8	5.6	5.8	6.5	7.4	7.9	8.1	8.0

※H18 と H25～H27 は決算値、H28 は決算見込値、H29～H37 は推計値。

## VI 将来負担比率

地方債（借入金）など現在抱えている負債が財政に及ぼす負担を表す指標である将来負担比率については、財政健全化法施行当初の平成 19 年度は 109.6%でしたが、公営企業債等繰入見込額の減少や充当可能基金の増加などによって、比率は年々改善していき、平成 27 年度ではマイナス 78.3%（将来負担比率なし）と、大きく改善しています。今後の見通しについては、平成 28 年度の比率は、前年度より上昇して、マイナス 54.4%と試算していますが、引き続き安全圏に位置しています。平成 29 年度から平成 33 年度までは平成 28 年度と概ね同水準で推移し、その後は、地方債残高や公営企業債等繰入見込額の減少などにより、平成 37 年度決算の将来負担比率はマイナス 125.3%と試算しています。

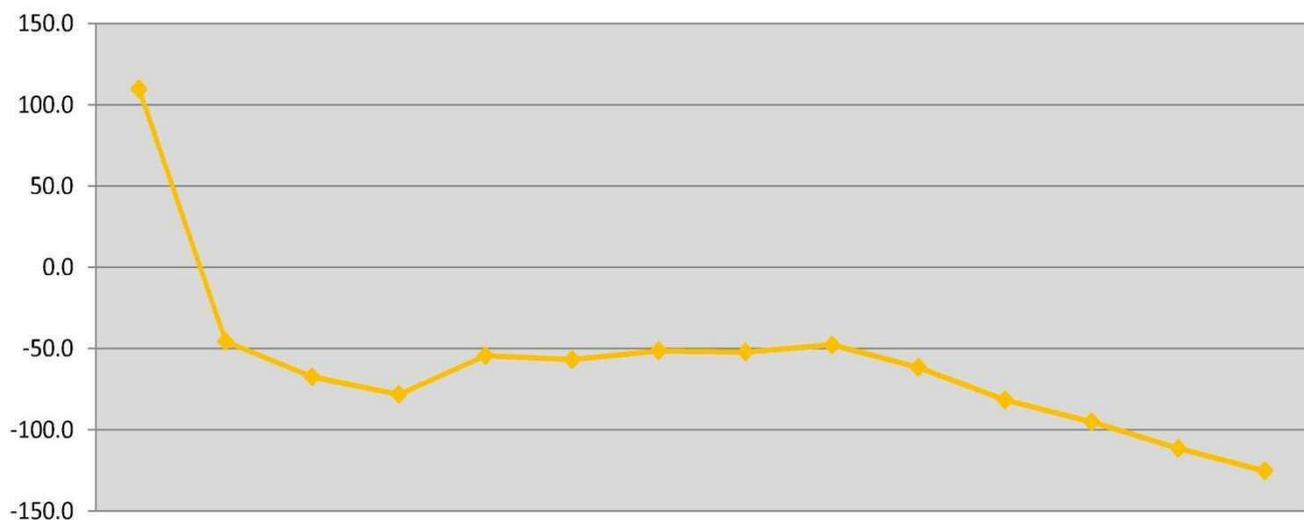
### 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債など地方自治体が将来負担する負債全体から、基金や特定財源など充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額が標準財政規模に占める割合です。比率がマイナスの場合、将来負担比率はなしということになります。

比率が早期健全化基準の350%を超えると早期健全化団体となり、早期に基準を下回るよう「財政健全化計画」を定めなければなりません。

### ■将来負担比率の推移

（単位：％）



※H19 と H25～H27 は決算値、H28 は決算見込値、H29～H37 は推計値。

## Ⅶ 財政計画(普通会計一般財源ベース) 総括表

(単位:百万円)

	H25決算	H26決算	H27決算	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
地 方 税	6,629	6,859	6,543	6,473	6,452	6,278	6,198	6,113	5,962	5,952	5,943	5,801	5,775
地 方 交 付 税 等	4,654	4,797	4,887	4,740	4,813	4,793	4,790	5,132	5,244	5,282	5,254	5,397	5,229
うち臨時財政対策債	800	900	800	810	810	810	810	810	974	974	974	974	974
地方譲与税・税交付金等	1,142	1,167	1,479	1,380	1,380	1,380	1,380	1,473	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565
歳 計 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	884	551	550	129	57	303	76	0	0	0
そ の 他 の 収 入	692	706	754	558	567	569	571	572	573	574	574	574	574
<b>歳 入 計</b>	<b>13,117</b>	<b>13,529</b>	<b>13,663</b>	<b>14,035</b>	<b>13,763</b>	<b>13,570</b>	<b>13,068</b>	<b>13,347</b>	<b>13,647</b>	<b>13,449</b>	<b>13,336</b>	<b>13,337</b>	<b>13,143</b>
人 件 費	2,044	2,153	2,192	2,038	2,100	2,126	2,021	1,953	1,973	1,947	1,919	1,945	1,898
扶 助 費	891	887	969	1,008	1,048	1,090	1,134	1,179	1,226	1,275	1,326	1,379	1,434
公 債 費	1,819	1,749	1,730	1,745	1,932	1,931	2,043	2,341	2,499	2,666	2,704	2,712	2,631
投 資 的 経 費	504	793	668	655	756	908	570	375	502	406	559	284	357
維 持 補 修 費	135	147	126	130	134	138	142	146	150	155	160	164	169
物 件 費	1,766	1,816	2,043	2,084	2,126	2,168	2,211	2,256	2,301	2,347	2,394	2,442	2,490
補 助 費 等	3,372	3,320	3,205	3,434	3,209	3,185	3,208	3,157	3,117	3,055	2,919	2,846	2,821
積 立 金	630	390	260	493	328	329	120	85	208	96	58	57	56
繰 出 金	1,102	1,120	1,133	1,247	1,280	1,316	1,312	1,352	1,395	1,437	1,482	1,528	1,578
そ の 他	31	328	453	650	300	250	250	200	200	200	100	100	100
<b>歳 出 計</b>	<b>12,294</b>	<b>12,703</b>	<b>12,779</b>	<b>13,484</b>	<b>13,213</b>	<b>13,441</b>	<b>13,011</b>	<b>13,044</b>	<b>13,571</b>	<b>13,584</b>	<b>13,621</b>	<b>13,457</b>	<b>13,534</b>
歳 入 歳 出 差 引 A	823	826	884	551	550	129	57	303	76	△ 135	△ 285	△ 120	△ 391
基 金 取 崩 額 B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	135	285	120	391
再 差 引 ( A + B ) C	823	826	884	551	550	129	57	303	76	0	0	0	0
歳計剰余金処分量(Cが黒字の場合)	823	826	884	551	550	129	57	303	76	0	0	0	0
積 立 基 金 残 高	11,077	11,902	12,603	13,096	13,424	13,753	13,873	13,958	14,166	14,127	13,900	13,837	13,502
うち財政調整基金	5,198	5,626	6,060	6,527	6,829	7,132	7,226	7,284	7,465	7,399	7,145	7,055	6,693
うち減債基金	755	757	759	762	765	768	771	774	777	780	783	786	789
そ の 他 基 金	5,124	5,519	5,784	5,807	5,830	5,853	5,876	5,900	5,924	5,948	5,972	5,996	6,020
市 債 残 高	18,909	19,006	19,420	22,092	22,838	24,025	24,900	26,220	25,669	24,843	24,376	23,098	22,096
実 質 公 債 費 比 率 (3 力 年 平 均)	8.9	6.7	5.9	5.6	5.8	5.8	5.6	5.8	6.5	7.4	7.9	8.1	8.0
将 来 負 担 比 率	△ 45.7	△ 67.4	△ 78.3	△ 54.4	△ 56.8	△ 51.5	△ 52.2	△ 47.8	△ 61.6	△ 81.7	△ 95.1	△ 111.4	△ 125.3

# 平成28年度人事院勧告について

## I 給与勧告の骨子

### ○本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ①民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、**俸給表の水準を引き上げる**とともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ②**ボーナスを引上げ（0.1月分）**、民間の支給状況等を踏まえ**勤勉手当に配分**

#### 給与制度の改正

- ①給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ②配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③専門スタッフ職俸給表に4級を新設

## II 民間給与との較差に基づく給与改定（要約）

### 1 民間給与との比較

約 11,700 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を实地調査（完了率 87.7%）

#### <月例給>

公務員と民間の4月分の給与額を比較

○**民間給与との較差 708円 0.17%**

[行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢 43.6歳]

[俸給 448円 本府省業務調整手当(注1) 206円 はね返し分(注2) 54円]

(注1) 本府省業務調整手当とは、本府省の業務に従事する職員の業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性を踏まえ、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象に支給される手当

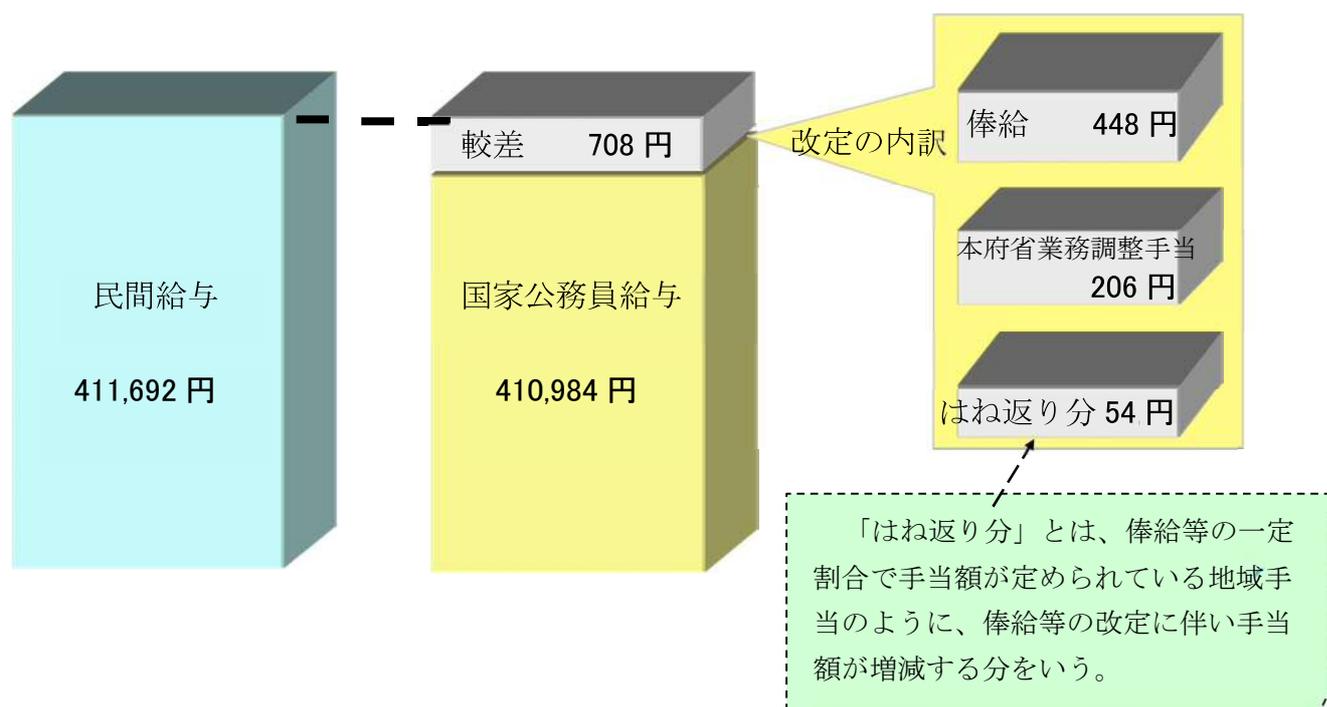
(注2) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

#### <ボーナス>

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務員の年間の支給月数を比較

○**民間の支給割合 4.32月（公務員の支給月数 4.20月）**

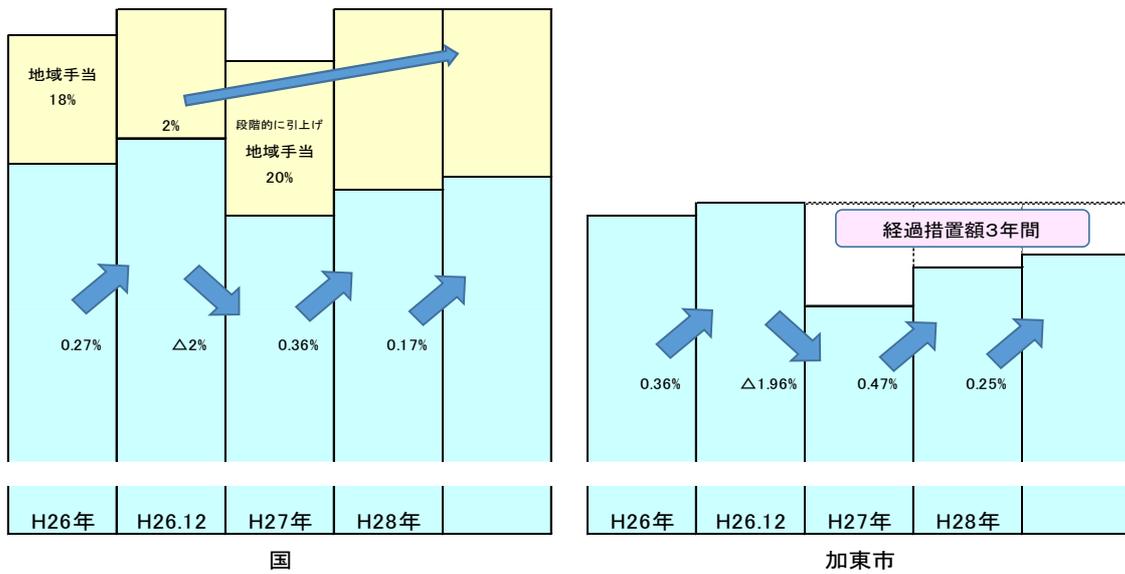
## 民間給与との較差（国家公務員）



## 給与勧告の状況

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職（一）職員の平均年間給与	
	勧告率（%）	年間支給月数（月）	対前年比増減（月）	増減額（万円）	率（%）
平成 18 年	—	4.45	—	—	—
平成 19 年	0.35	4.50	0.05	4.2	0.7
平成 20 年	—	4.50	—	—	—
平成 21 年	△0.22	4.15	△0.35	△15.4	△2.4
平成 22 年	△0.19	3.95	△0.20	△9.4	△1.5
平成 23 年	△0.23	3.95	—	△1.5	△0.2
平成 24 年	—	3.95	—	—	—
平成 25 年	—	3.95	—	—	—
平成 26 年	0.27	4.10	0.15	7.9	1.2
平成 27 年	0.36	4.20	0.10	5.9	0.9
<b>平成 28 年</b>	<b>0.17</b>	<b>4.30</b>	<b>0.10</b>	<b>5.1</b>	<b>0.8</b>

## 給与制度改革と加東市の状況（月例給比較）



## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引き上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引き上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引き上げ（係長級：4%→4.5相当額、係員級：2%→2.5相当額）

#### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### (4) はね返し分

俸給等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、俸給等の改定に伴い手当額が増減する分

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引き上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を

## 勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
平成 28 年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.80 月 (支給済み)	0.90 月 (現行 0.80 月)
平成 29 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.85 月	0.85 月

### 3 給与制度の改正等

#### (1) 給与制度の総合的見直し

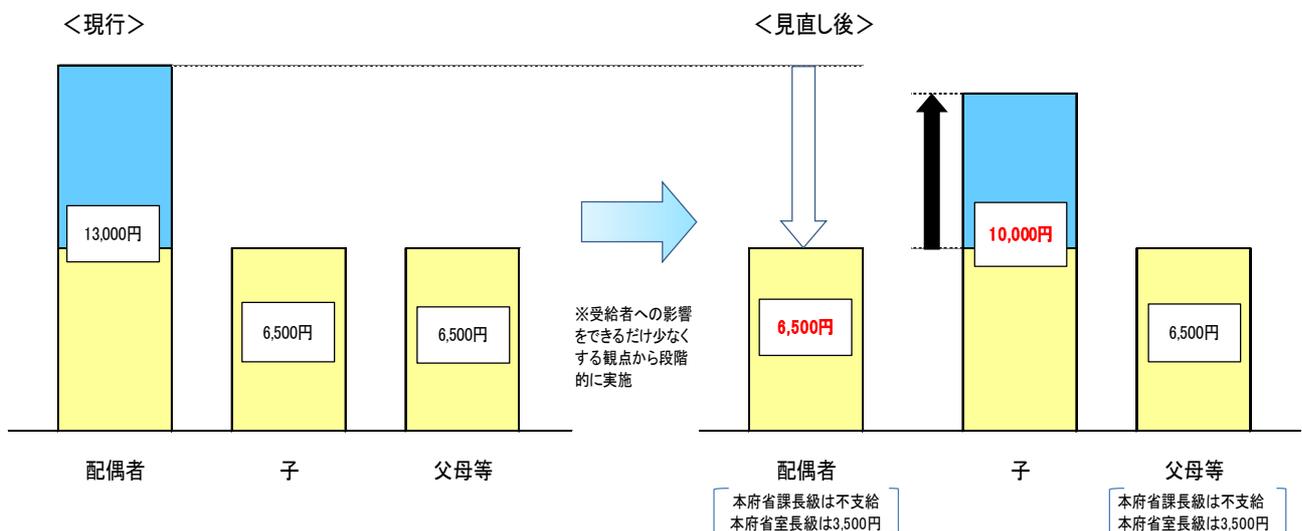
- ・ 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ

#### (2) 配偶者に係る扶養手当の見直し (平成 29 年度 4 月 1 日から段階実施)

民間企業及び公務員における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏え、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ (配偶者及び父母等 : 6,500 円、子 : 10,000 円)
- ・ 本府省課長級 (行 (一) 9・10 級相当) の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級 (行 (一) 8 級相当) の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を 3,500 円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討



#### 4 勧告どおりに市にあてはめた場合

平均給料月額（一般行政職）

（単位：円、％）

	1.2級	3級	4級	5級	6級	7級
改定前	196,399	262,317	352,387	379,745	402,480	430,957
改定後	197,899	263,356	352,794	380,145	402,880	431,357
改定率	0.76	0.40	0.12	0.11	0.10	0.09
差	1,500	1,039	407	400	400	400
人数	69人	59人	83人	31人	41人	14人
平均年齢	27.0	36.6	45.5	50.0	54.6	56.3